

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇告示 買収予定地について
鳥取県製炭傳習要綱の一部改正
- ◇公告 昭和二十九年産の水稲等に適用する共済金額の範囲
製炭傳習生の募集について

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十九号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二条中「但し、民生課関係中第六十三号から第六十五号まで」を「但し、民生課関係中第六十七号から第六十九号まで」に改める。

同条民生課関係に次の四号を加え第四十四号を第四十八号とし以下順次繰り下げる。

四十四 母子福祉資金の貸付金の償還に関する事
（母子貸付法五、八）

四十五 違約金の徴収金額の決定並びに徴収に関する事
（同九）

四十六 借受人、保証人の氏名及び住所の変更届出に関する事
（同令六）

四十七 借用書の提出に関する事
（同令四）

同条経済課関係中第二十九号を次のように改める。
二十九 蜜蜂飼育に関する事
（蜜、条三、四、五、

七、八）
 第三条民生課關係に次の四号を加え第十四号を第十八号として以下順次繰り下げる。
 十四 母子福祉資金の貸付金の償還に關すること（母子貸付法五、八）
 十五 違約金の徴收金額の決定並びに徴收に關すること（同九）
 十六 借受人、保証人の氏名及び住所の変更届出に關すること（同令六）
 十七 借用書の提出に關すること（同令四）
 同条經濟課關係中第二十九号を次のように改める。
 二十九 蜜蜂転飼に關すること（蜜、条三、四、五、七、八）

第四条民生課關係に次の一号を加える。
 四 母子福祉資金の貸付決定に基いて行う貸付金の交付並びに返還に關すること
 第五条民生課關係に次の一号を加える。
 四 母子福祉資金の貸付決定に基いて行う貸付金の交

付並びに返還に關すること
 附 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百十二号
 次の土地は国が買収する予定であるので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により公示する。
 なお昭和二十九年七月二十九日まで前記土地の形質を變更してはならない。
 昭和二十九年四月三十日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 所在 鳥取県東伯都東伯町大字森藤 杉下
 二、土地の利用予定の概要
 農地とす 付帯地 入植予定戸数 増反予定戸数 摘要
 べき土地 計 定戸数 定戸数
 八〇〇一 反 計 八〇〇一

所 在 地	字 地 番	土 地 目 現 況	面 積	積 算	対 価	土地以外の物件		所有者又は権利者の住所氏名	担保権の内容及び権利者の住所氏名	消滅する権利の内容及び権利者の住所氏名	摘要
						種類	帳簿				
三 土 地	八橋野ノ内高ツワ	三四二ノ一	山林	二、五〇〇	二、四〇〇			東伯町大字金屋三六			
	"	"	畑	一、六四一	一、三〇八			東伯町大字金屋三七			
	"	"	山林	〇、五〇〇	〇、四七四			東伯町大字金屋三七			
	"	"	畑	二、九二一	二、四九四、八〇			東伯町大字金屋三七			
	"	"	山林	〇、三三六	〇、三六六			東伯町大字金屋三七			
	計			八、〇〇一	六、九二二、八〇						

一 所在 鳥取県倉吉市下福田 上福田
 二 土地の利用予定の概要
 農地とすべき土地 付帯地 入植予定戸数 増反予定戸数 摘要
 三 土 地 面積を溜池の敷地とする
 三、三三〇 反 計 三、三三〇

岩屋ヶ 八五ノ一 〃 〃 八八七三、九四三〇、九三、八〇
計 六五三
可世木正夫
実測面積一五、六〇
八の内分筆買収

一 所在 鳥取県東伯郡上中山村大字羽田井
二 土地の利用予定の概要
農地とすべき土地 付帯地
反計 〇・一〇〇

三 土地 入植予定戸数 増反予定戸数 摘 要
反計 〇・一〇〇

所 在	土 地		対価	種類 帳收 対価	土地以外の物件	所有者又は権 利者の住所氏 名	担保権の 内容及び 住所氏名	消滅する 権利の内容及 住所氏名 補償金	摘 要
	地 目	面 積							

退休寺 一、四八ノ 山林 原野 〇・一〇〇 〇・三〇〇 三九二、〇〇
原 〇・一〇〇 〇・一〇〇 三九二、〇〇
計 〇・二〇〇 〇・四〇〇 三九二、〇〇

上中山村 共有
下中山村

鳥取県告示第二百十三号
鳥取県製炭傳習要綱の一部を次のように改正する。
昭和二十九年四月三十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県製炭傳習要綱（昭和二十八年六月鳥取県告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。
（修練の期間）
第三条 傳習生の修練期間は一箇年以内とする。
第四条中「修練場所、」の下に「修練期間」を加える。
第五条中「林務課長及び」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（事務）
第五条の二 傳習に関する事務は別に定める。
第八条第一項中「毎年二月末日」を「別に定めて公表する期日」に改め、但書を削る。

附 則
この要綱は公布の日から施行し、昭和二十九年二月一日から適用する。

公 告

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条の規定に基く昭和二十九年産の水稲、陸稻、春蚕繭

及び夏秋蚕繭に適用する反（瓦）当り共済金額の範囲を次のように定める。
昭和二十九年四月三十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 昭和二十九年産の水稲に適用する反当り共済金額の範囲

危険階級区分	雨量区分			
	第一階級	第二階級	第三階級	第四階級
一、五石未満（C）	四、四、五、〇〇〇 四、四、五、〇〇〇 四、四、五、〇〇〇	四、四、五、〇〇〇 四、四、五、〇〇〇 四、四、五、〇〇〇	三、四、四、〇〇〇 三、四、四、〇〇〇 三、四、四、〇〇〇	三、三、三、〇〇〇 三、三、三、〇〇〇 三、三、三、〇〇〇
二、〇石以上（A）	六、六、六、〇〇〇 六、六、六、〇〇〇 六、六、六、〇〇〇	五、六、六、〇〇〇 五、六、六、〇〇〇 五、六、六、〇〇〇	六、六、六、〇〇〇 六、六、六、〇〇〇 六、六、六、〇〇〇	六、六、六、〇〇〇 六、六、六、〇〇〇 六、六、六、〇〇〇
二、〇石以上（B）	八、八、八、〇〇〇 八、八、八、〇〇〇 八、八、八、〇〇〇	七、七、七、〇〇〇 七、七、七、〇〇〇 七、七、七、〇〇〇	八、八、八、〇〇〇 八、八、八、〇〇〇 八、八、八、〇〇〇	八、八、八、〇〇〇 八、八、八、〇〇〇 八、八、八、〇〇〇

昭和二十九年産の陸稲に適用する反当り共済金額の範囲 一 製炭傳習の場所 東伯郡三朝町 日野郡根雨町 二 製炭傳習の期間 六箇月 自昭和二十九年 六月 一日 至昭和二十九年十一月三十日 三 製炭傳習生の人數 三〇人	五〇〇〇以上 (B)	五〇〇〇以上 (A)
	四〇〇〇	四〇〇〇
	三〇〇〇	三〇〇〇
	二〇〇〇	二〇〇〇
	一〇〇〇	一〇〇〇
昭和二十九年産の夏秋蚕繭に適用する反当り共済金額の範囲 四 願書受付期限 自昭和二十九年五月 一日 至昭和二十九年五月十五日		

三 昭和二十九年産の春蚕繭に適用する反当り共済金額の範囲 危險階級区分 第一階級 第二階級 第三階級 第四階級	〇、八石未満 (C)	一、〇石以上 (A)	二 昭和二十九年産の陸稲に適用する反当り共済金額の範囲
	二、八〇〇	四、〇〇〇	八〇〇〇以上 (A)
	二、二〇〇	三、四〇〇	七〇〇〇以上 (B)
	二、〇〇〇	三、二〇〇	七〇〇〇未満 (C)
	一、八〇〇	三、〇〇〇	六〇〇〇以上 (A)
四 昭和二十九年産の夏秋蚕繭に適用する反当り共済金額の範囲 危險階級区分 第一階級 第二階級 第三階級 第四階級	〇、八石未満 (C)	一、〇石以上 (A)	六〇〇〇以上 (A)
	二、八〇〇	四、〇〇〇	六〇〇〇
	二、二〇〇	三、四〇〇	六〇〇〇
	二、〇〇〇	三、二〇〇	六〇〇〇
	一、八〇〇	三、〇〇〇	六〇〇〇